

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年3月12日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市告示第33号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等（平成29年鈴鹿市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等を次のように定める。</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等</u></p> <p>5 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法</p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等を次のように定める。</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等</u></p> <p>5 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法</p>

第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当するものとする。

ア 略

イ 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

ウ～オ 略

(2) 略

7 鈴鹿市手数料条例別表第8備考2(1)に規定する工場等以外の用途の部分について市長が定める規模は、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満とする。ただし、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものに限る。

8 鈴鹿市手数料条例別表第8備考2(2)に規定する工場等の用途の部分について市長が定める規模は、建築物の床面積の合計の

第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当するものとする。

ア 略

イ 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

ウ～オ 略

(2) 略

7 鈴鹿市手数料条例別表第8備考2に規定する工場等以外の用途の部分について市長が定める規模は、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満とする。ただし、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものに限る。

8 鈴鹿市手数料条例別表第8備考3に規定する工場等の用途の部分について市長が定める規模は、建築物の床面積の合計の5分

5分の1未満であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満であるものとする。

の1未満であり、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満であるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。